

亀有信用金庫





連携企画日帰りの旅







ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、かながわ信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫の3金庫は、 各営業エリアのイベント情報の発信や旅行企画による観光誘客、事業者 交流会など相互に連携し、観光を柱とした産業振興と地域活性化に 取り組んでまいります。

5年ぶりの開催となる今年の日帰りバスツアーは、その取り組みのひとつ として、江戸東京の下町名所をめぐる旅を企画いたしました。 皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

> かながわ信用金庫 理事長 平松廣司

行

葛飾柴又寅さん記念館©松竹(株)

=== 貸切バス ◎入場観光

帰 7:30 発

各地 === 〈横浜横須賀道·首都高速他〉 === ◎東京スカイツリー(天望デッキ見学) == 9:30~11:00

= ◎すみだ北斎美術館(見学) —

11:15~12:00

= ちゃんこ巴潟両国店(昼食) == ◎寅さん記念館(見学)/柴又帝釈天(参拝・散策) == 〈首都高速·横浜横須賀道他〉 == 各地 12:10~13:20 14:00~15:30 17:30 頃着

※見学箇所の行程順及び出発・帰着時刻は、班・地区によって前後する場合がございます。

出発日

第1班

2024年 4月17日(水)

三崎支店・岬陽支店・三浦海岸支店・三崎口駅前出張所・武山支店・長井支店

集合場所 京急線 三崎口駅 駅前ロータリー

2024年 4月18日(木)

本店営業部・中央駅前出張所・坂本出張所・上町支店・安浦支店・ 追浜支店・田浦出張所・逗子支店・栄町支店・池上支店・粟田支店

集合場所) 京急線 横須賀中央駅 NTT 前

第3班 2024年 4目

浦賀支店・久里浜支店・北久里浜支店・大津支店

集合場所) 京急線 横須賀中央駅 NTT 前

横浜営業部・山元町支店・井土ヶ谷支店・中村橋支店・磯子支店・ 杉田支店・並木支店・港南支店・金沢文庫支店・鶴見支店・六角橋支店・ 三ツ沢出張所・浅間町支店・戸部支店・二俣川支店・横浜西口支店

集合場所 かながわ信用金庫 横浜営業部(JR関内駅前)

第4班

藤沢営業部・本町支店・鵠沼支店・片瀬支店・村岡支店・辻堂支店・長後支店・ 原宿支店・善行支店・六会支店・湘南ライフタウン支店・羽鳥支店・綾瀬支店

藤沢営業部 (JR藤沢駅前) かながわ信用金庫

※原則としてお取引窓口の店舗からのご参加となりますが、他の日程、他の店舗からの ご参加も可能です。旅行代金お振込みの際に窓口までご相談ください。

旅行代金

※お子様の内容設定はございません。ご同伴を ご希望される場合は同料金でのご参加となります。

<旅行代金に含まれるもの>

- ●貸切観光バス代及びバス運行費
- ●有料道路通行料 ●昼食1回
- ●観光施設入場料 ●その他団体行動中の諸費用

旅行代金に含まれないもの>

上記以外は旅行代金には含まれませんが、その -例を例示します。

●昼食時の飲物代など、その他追加飲食等個人的 性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料

昼食1回



海鮮みそ大関コース(イメージ) 写真提供: ちゃんこ巴潟両国店

各班 100名様 (最少催行人員:各班30名様)

2024年 3月19日(火) 申込締切日

※但し定員になり次第締め切らせていただきます。

お近くの「かながわ信用金庫 本・支店」にて、専用の お申し込み 振込依頼書により近畿日本ツーリスト(株) 横浜支店の お支払い方法 口座にお振込みください。

全行程同行します 利用予定バス会社 東洋観光バス

集合・出発の

ご出発の5~7日前頃にお渡しする「最終日程表」にて ご案内いたします。

裏面「取消料」をご参照下さい。

※写真は全てイメージです。

近畿日本ツーリスト株式会社 横浜支店 御中 お申込書 「連携企画日帰りの旅~江戸東京下町めぐり~」に申し込みいたします。

パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行条件書に記載の「個人情報の取扱について」を確認し、記載の旅行条件及び旅行手配等のために必要な範囲内での 運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供について同意の上、「かながわ信用金庫日帰りの旅」に申し込みます。

フリガナ 電話番号 ご住所 性別 年 齢 参加店舗 参加者氏名 表) (∓ 男・女 才 (∓ ()) 男・女 オ () () (∓) 男・女 才 (∓))) 男・女 才

※お申込書に必要事項をご記入いただき当社にお申し込みください。

※ご旅行代金については、近畿日本ツーリスト(株)の口座へお振込ください。 (振込用紙はかながわ信用金庫 各店舗窓口にご用意しております。) -枚の振込用紙で数名様分まとめてお振込いただけます。その際、上記申込書の代表振込者の方に〇印をご記入ください。

◆振込先:かながわ信用金庫 横浜営業部 (普通)1176984 近畿日本ツーリスト株式会社

※下記ご旅行条件(要約)に記載の「個人情報の取扱について」をお読みいただき、ご同意のうえお申込みください。

ご旅行条件書 (お申し込み前に必ずお読みください) この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります

代表者の方に

○印をご記入くださ

- 3条業出上間が19条約 ()このご旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「当社」といいます)が企画募集 集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企 画旅行契約を締結することになります。 (2)募集型企画旅行契約の内容条件は各コース毎に記載されている条件のほか、
- --ス毎に記載されている条件のほか 下記条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企 画旅行契約の部によります。

- 画版行奖約の部によります。 2. 統行のお申し込みと契約の成立 (1)申込書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき旅行代金の20%以上の申 込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅 行代金、取消料または違約金のぞれぞれの一部として取り扱いします。 (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。 この場合予約の時点で契約は成立しておきず、当社から予約の旨を登知した翌 日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。 (3)管集制と海軍施行契約は、対象の終年を発生。前が10年33章を発見。よときに
- (3)募集型介画旅行契約は、契約の締結を承諾し前(1)の申込書を受領したときに

3.旅行代金とお支払い方法

- 3.旅行代金とお支払い方法
 (1)旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいい、これが「申込金」「取消料」「違約料」 および「変更補賃金」の額を算出する際の基準となります。
 (2)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお支払いただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日はのよりないただきます。旅行開始日時前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

- 期日までにお支払いいただきます。
 4.旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの
 ())パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、食事代、入場料、消費 桜等諸税、及び添乗員同行費用か合まれます。上記諸費用はお客様のご都合に より一部別用されなても払戻しはいたしません。
 (2)上記以外の諸費及び個人的諸費用は含まれません。

5.申込条件·参加条件

- 容、現地事情等の状況によりお申込みをお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からお申し出に基づき当社がお客様のために関じた特別な指置に要する費用は、お客様の負担とします。
 (お客様が旅行中に疾病、傷病その他の事由により保護を要する状態にあると認めたときは、当社は必要な措置を取るとがあります。これらにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
 (おお客様が節台による別行動は原則としてできません。
 (おお客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断すると、その他当社の業務上の都合があるときはお由込みをお断りする。とかなわます。
- お申込みをお断りすることがあります。

- 6.お客様の交換 6.お客様のと (いお客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すこ とができます。この場合、お客様は所定の事項を配入の上当社らに提出していただきます。この場合、お客様は所定の事項を配入の上当社らに提出していただきます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いい
- (2)当社は、利用運送·宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当
- (3)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、 (3)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、 以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利 および義務を承継するものとします。

7.お客様からの旅行契約の解除(取消料)

ストラン・スティックのでは、大きないでは、大きないできょう。 できょう はいいただい て、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を港し引き払い戻したします。申込金のみ取消料がまかなえばいとます。不必率解すまれ、思け生ます。

のか取消科がまかなんないとさは、その差額を申し受けます。		
コース	取消料	
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 11日目に当たる日以前の取消	無料	
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10日~8日目の取消	旅行代金の20% (3,560円)	
③旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7日~2日目の取消	旅行代金の30% (5,340円)	
④旅行開始日前日の取消	旅行代金の40% (7.120円)	
⑤旅行開始日当日の取消(旅行開始前)	旅行代金の50% (8,900円)	
⑥旅行開始後の取消又は無連絡不参加	旅行代金の100%(全額)	

- 8.当社からの旅行契約の解除及び催行の中止 ご参加のお客様が最少権行人員(各班30名)に満たない場合、当社は旅行の 催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさ かのぼって13日前(日帰り旅行は3日前)に当たる日より前に連絡させていた だき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。 当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除す ることがあれます。
 - とがあります。
- (1)旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行
- (1)所行者が当社からからからかいのに並が、中部、東部、大部、その他の参加所行者の、条件を満たしていないことが判明したとき。 (2)旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。 (3)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるお
- (3旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。 (4天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、官公署の命命その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるあそれが極めて大きいとき。 (3旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められたとき。 (6旅行者が当社に対して暴力的な要求行為、平当な要求行為、取引に関して脅迫的な高動若しくは暴力を用いる行為又は、これらに準する行為を行ったとき。(7旅行者が、風談を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を競損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準する行為を行ったとき。(6)条の他当社の業務を妨害する行為又はこれらに準する行為を行ったとき。(6)その他当社の業務を妨害する行為又はこれらに準する行為を行ったとき。(6)その他当社の業務を妨害する行為又はこれらに準する行為を行ったとき。(6)その他当社の業務を妨害する行為又はこれらに準する行為を行ったとき。(6)その他当社の業務を妨害する行為又はこれらに準する行為を行ったとき。(6)その他当なわかまないません。

- (8)その他当社の業務上の都合があるとき。

9.当社の責任

代の責任 当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失により旅行者に損害。を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります。

10.お客様の資任

- 3.お各様の質性 (1)お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為またはお客様が 当社の旅行業務約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、 当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 当ればそのお各様から損害の賠償を申し受けます。
 (3)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利 義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
 (3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内 客と異なるものと認識したさきは旅行地において速やかに当社、当社の手配代 行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。 1) 終行契約の扱の金額

行者又は旅行サービス提供者にその盲を甲し出切ければなりません。
11.旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、盲公署の命令、運法・ 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サー ビスの提供をの他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安 全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速や かに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行の 程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急 の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。
2 終行代本の類の変更

- 程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。
 12 旅行で金の額の変更
 当社は、旅行奨的 勝路後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。
 (利用する運送機関の運賃料金が着しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定整額の範則内で旅行代金を変更します。(但してはより旅行代金を整額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
 13 旅程疾証
 (当当は次表左欄に掲げる契約内容の需要な変更が生じた場合、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更消費金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、記該変更について当社に祭買別の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更橋償金をしてではなく損害補償金の全部または一部として支払います。また、次の①~③の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 ①次に掲げる事由による変更の場合(但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除さます)
 ア、旅行日程に支障をもたらず思天候、天災地変イ・戦乱・9、暴動・1、官公署の命令オ、欠約、不適、休業等運送宿泊機関等のサービス提供の中止カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行入計画によらない運行サービスの提供 キ、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置。
 (第7項~第8項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係わる変更の場合。()当とかじつの旅行計画において流行サービスの提供を受ける順方的変更の場合。()当とかじつの旅行計画においてよ幼へそ変更補償金の変払に請合。()当社がひとつの旅行計画においてよ幼へそを要ける順方の変更の場合。()とフレット等の契約官画に記載した旅行サービスの提供を受ける順方の変更の場合。()当とかじつの旅行計画において支払うべき変更補償金の変払に請合。()当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の変払に替え、これと同等まにはよれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償をでまたはよれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償をでまたとかあります。
- 等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償 を行うことがあります

※確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えした 上で、次表を適用します。契約書面、確定書面、実際に提供された旅行サービス の内容のそれぞれの間で変更が生じた場合は、各々の変更につき1件として ではいます。 取り扱います。

-4x-51x0-10x 9 8			
変更補償金の支払いが必要となる場合		1件あたりの率(%)	
		旅行開始後	
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更		3.0	
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金の ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書 面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗 継便又は経由便への変更	1.0	2.0	
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が 契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0	
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載 があった事項の変更	2.5	5.0	

14.事故等のお申し出について 旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに当社らにご通知ください。(もし通 きない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

- 知(でない事情)かめる場合は、その事情)かなくなりが第い曲以くにさい。) 15.個人情報の取扱(いこかだ ※日は任の方はお問い合わせください。) イ 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下)販売店) は、旅 行申込みの際にて提出しただいた風,情報について、お客さまとの連絡や運 送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上 の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当 該機関等に提供いたします。 言意に提供いたします。 また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さのお名前および を垂される新金の種等になる8日、性等後、電子的方さ等で今段に等の事業者に
 - 搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者に 指来に10mmに収みにいるmm、いい。 提供いたします。 お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意
- お甲込みいたてく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に保病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- 八、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売 、当在は当社が採有するが客さなり陶入情報を陶品開発や陶品条りはと歌売 佐進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社ゲリープ企業および販売店が共同利 用する個人情報は以下のとおりです。 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店 頭またはホームページでご確認ください。

16.特別補償

3-4初州編 (1)当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって全命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める顔の補償金及び見舞金を支払います。

- かじめ定める額の無償車及り免煙車で入場された場合のそれに伴う諸費 7.その他 (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費 用 お客様の怪我 疾病等に伴う諸費用、お客様が注意による荷物筋失られ物の 回収に伴う諸費用、以下部費用は、密を機にご食担いただきます。 (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に 際しましては、お客様の責任でご購入ください。 (3) 当社はいかな場合も旅行の再実施は致しません。

18. 新行条件第12基準日 この旅行条件は2024年1月25日基準としています。また、旅行代金算出は、 2024年1月25日現在の有効な運賃規則を基準としています。

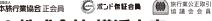
国内旅行傷害保険加入のおすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますようおすすめいたします。

【企画協力】



【旅行企画・実施・お申込み・お問合せ】

観光庁長官登録旅行業第2053号 日本旅行業協会正会員



近畿日本ツーリスト株式会社 横浜支店 〒221-0052 横浜市神奈川区栄町3-4 パシフィックマークス横浜イースト4F

総合旅行業務取扱管理者:下河 浩 担当:三根 晴香 営業日・営業時間: 10:00~17:00(土・日曜・祝祭日は休み)

と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

TEL:045-277-0771 FAX:045-277-0682



合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引きに関す 者です。ご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございま 5、ご遠慮なく左記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。